

FAL条約（国際海上交通簡易化条約）について

(Convention on Facilitation of International Maritime Traffic, 1965)

整備年

国際海事機関（IMO）において1965年採択、1967年発効。日本は2005年9月2日に締結。2007年1月8日現在で110カ国が締結。

目的

船舶の入出港に関する手続（入出港、通関、入管、検疫、衛生手続等）を標準化し、国際海運の簡易化・迅速化を図る。

概要

船舶の入出港に関する申請書類を原則として8種類に限定
FAL条約と異なる手続等を採用する場合は、IMOへ相違通告する義務

FAL条約の批准

+

全体手続の
簡素化・画一化



簡易な手続の普及により、国際物流の円滑化
→物流コストの削減、国際競争力の強化

我が国における措置

一 条約発効（平成17年11月1日）に伴う港湾手続の簡素化

関係省庁において、関連する法令の改正等を行い、入(出)港届などの様式をFAL条約に定められている簡素な様式に統一（11月1日施行）。

従来、16種類の申請書類



各省統一様式の8種類に統合、及び、申請項目削減

一 システムによる申請の簡素化

申請様式の変更に伴い、NACCS、港湾EDI及び乗員上陸許可支援システムによる電子申請についても入力項目を簡素化（11月1日実施）。